

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等結果

1 社会福祉法人等に対する指導監査の実施状況

(1) 指導監査実績

	対象数	実施数	指摘あり	指摘なし
社会福祉法人	14	5	5	0

※指摘あり…文書指摘、口頭指摘を行った法人の件数

(2) 指摘事項の内訳

種別	I 組織運営							II 事業					III 管理					合計
	定款	評議員・評議員会	役員	理事会	報酬	その他	計	社会福祉事業	公益事業	収益事業	その他	計	人事管理	資産管理	会計管理	その他	計	
文書指摘	0	2	2	5	0	1	10	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11	21
口頭指摘	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	8
助言	0	2	4	1	2	0	9	0	0	0	0	0	0	0	11	14	25	34
計	0	4	6	9	2	1	22	0	0	0	0	0	0	0	27	14	41	63

※指摘事項の種別について（以降においてすべて同じ）

文書指摘：法令又は通知等の違反が認められる場合

口頭指摘：法令又は通知等の違反が認められる場合で違反の程度が軽微である場合
又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合

助言：法令又は通知等の違反が認められない場合で運営に資するものと考えら
える事項

(3) 主な指摘事項

I 組織運営

○評議員・評議員会

- ・評議員会の決議にあたっては、決議の前に、特別の利害関係を有する評議員が加わっていないかを書類で確認するか、もしくは議事録に確認したことを記録しておくこと。

○役員

- ・令和5年度の役員改選時に、役員候補者の履歴書及び確認書の徴収以前に役員候補者推薦書を理事会で決定するなど、選任手続きにおける役員の適格性の確認ができていないので、社会福祉法第44条に規定する資格等に合致することを確認する書類の提出を受ける等の方法により、適時に役員の適格性を確認すること。
- ・監事の選任に関する評議員会の議案に、在任する監事の過半数の同意が得られていない。監事の過半数の同意を得ておくこと。

○理事会

- ・理事会の決議にあたっては、決議の前に、特別の利害関係を有する理事が加わっていないか確認するか、もしくは議事録に確認したことを記録しておくこと。
- ・理事に委任されている範囲が、理事会の決定において定められていないので、理事会の決定において定めること。
- ・定款上、「理事長は3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない」と定められている。年4回、四半期ごとに報告はなされているものの、各報告の間が3ヶ月を超えているものがあつた。理事長の職務執行報告については、各報告の間が3ヶ月を超えることの無いよう改めること。
- ・定款上、理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないことになっている。議事録に理事長及び業務執行理事の業務執行状況の報告にかかる記録が確認できなかった。理事長及び業務執行理事の業務執行状況に係る報告は明確に区分して記録しておくこと。

Ⅲ 管理

○会計管理

- ・本部会計の会計責任者が出納職員を兼務するなど、予算の執行及び資金等の管理に関して、内部牽制に配慮した体制となっていないので改めること。
- ・拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式）について、社会福祉事業のみの運営にもかかわらず、勘定科目の「事業区分間繰入金支出」によって会計処理をしていたので、会計処理の基本的取扱いに沿って修正すること。
- ・拠点区分事業活動計算書（第2号第4様式）については、勘定科目の小区分までを記載すること。
- ・事業活動計算書の経常増減差額及び数値が0の勘定科目を省略するなど、記載すべき勘定科目が記載されておらず、会計基準に即した様式となっていない

めに修正すること。

- ・予算とその執行に軽微な範囲とは言えない乖離があるが、補正予算が編成されていないので改善すること。

また、補正予算について、定款に定める評議員会の承認を受けていなかったの
で改善すること。

- ・丹波市バス安全装置設置補助金について、事業活動計算書の特別費用に国庫補助金等特別積立金積立額として計上されているものの、特別収益には計上されていないなど、国庫補助金等特別積立金の積み立ての会計処理が適切に行われていないため修正すること。
- ・法人に備え付けられている貸借対照表について、勘定科目の中区分まで記載されていない科目があるため修正すること。

2 介護サービス事業所等に対する運営指導等の実施状況

(1) 運営指導等実績

	対象数	実施数	指摘あり	指摘なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	35	2	2	0
認知症対応型通所介護 ※介護予防サービス含む	4	0	0	0
小規模多機能型居宅介護 ※介護予防サービス含む	9	2	2	0
居宅介護支援	27	3	3	0
介護予防支援	4	0	0	0
介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業（通所型））	27	0	0	0
介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業（訪問型））	13	0	0	0
認知症対応型共同生活介護 ※介護予防サービス含む	12	2	2	0
地域密着型介護老人福祉施設	1	0	0	0

※指摘あり…文書指摘、口頭指摘を行った事業所等の件数

(2) 指摘事項の内訳

種 別	運営基準	会計	変更届出等	給付費等	業務管理体制	その他	合計
文書指摘	19	0	0	6	0	0	25
口頭指摘	25	0	0	0	0	0	25
助 言	14	0	0	1	0	0	15
計	58	0	0	7	0	0	65

(3) 主な指摘事項

運営基準

○内容及び手続の説明・同意

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、重要事項について記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得なければならない。

確認したところ、重要事項のうち、運営規程の概要や事故発生時の対応等について記載が不足している部分があった。

利用者から複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることや居宅介護サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについても記載がなかった。

また、利用者又はその家族に対し、利用者について病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院又は診療所に伝えることについての記載もなかった。

以上のことを踏まえ、重要事項説明書の内容を修正すること。(居宅介護支援)

○勤務体制の確保等

- ・事業者は資質の向上のために、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。確認したところ、受講していない介護従事者が複数名いるため、早急に受講させるよう措置を講じること。
- ・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化及び周知・啓発、並びに相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等の必要な措置を講じなければならないが、できていないので改めること。

○業務継続計画の策定等

- ・感染症にかかる業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。

○衛生管理等

- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が定期的開催されていないので、6カ月に1回以上のペースで開催するよう改めること。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置すること。
- ・事業所における、平常時の対策及び感染症発生時の対応等を規定した「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を整備すること。

○秘密保持

- ・サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ書面により得ること。

○地域との連携等

- ・運営推進会議を現状では年1回ペースで開催されているが、運営規程のとおり、6カ月に1回以上開催すること。(地域密着型通所介護)
- ・運営推進会議の開催が、コロナ禍以降停滞しているため、概ね2ヵ月に1回以上のペースで開催するよう改めること。(介護予防) 認知症対応型共同生活介護)

○虐待の防止

- ・虐待防止のための研修等は活発に実施されているが、根幹となる指針が確認できなかったため、整備すること。
- ・事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。

給付費等

○加算関係

- ・認知症加算(I)を算定している利用者が1名いたが、確認の結果、単純な請

求誤りだと判明したため、過誤申立ての процедуруを行うこと。(（介護予防）認知症対応型共同生活介護)

- ・経過記録にて確認したが、カンファレンス以外の方法で利用者にかかる必要な情報の提供を受けている記載はなかった。カンファレンスには参加し、利用者の情報を得ていることが記録にはあったので、算定するならば、退院退所加算（Ⅰ）口の600単位の算定が適切である。過誤の手續きをとること。
今一度、退院退所加算の算定要件の確認を行うこと。(居宅介護支援)
- ・算定要件の病院及び診療所の求めにより、利用者の居宅でカンファレンスを行われた記録がなかった。過誤の手續きをとること。(緊急時カンファレンス加算)(居宅介護支援)
- ・入院した日を基準にいつ情報提供がされたかが算定要件にある。入院時情報連携加算Ⅰを算定していたが、情報提供が当日ではない方も算定していたので、過誤の手續きをとり、適切な加算の請求を行うこと。(入院時情報連携加算)(居宅介護支援)
- ・初回加算については、過去2月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援を算定していない場合に、当該利用者に対して居宅介護サービス計画を作成した場合に算定可能であるが、要件を満たさない利用者がいたため、過誤の手續きをとること。(初回加算)(居宅介護支援)

3 児童福祉施設等に対する指導監査の実施状況

(1) 指導監査実績

	対象数	実施数	指摘あり	指摘なし
幼保連携型認定こども園	13	4	4	0
地域型保育事業所	2	2	2	0
認可外保育施設	3	1	0	1
一時預かり事業	16	6	0	6
病児保育事業	1	0	0	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	2	0	0	0
小規模保育事業所	2	2	2	0
業務管理体制検査	14	6	0	6

※指摘あり…文書指摘、口頭指摘を行った施設等の件数

(2) 指摘事項の内訳

種 別	運営基準	会計	変更届出等	給付費等	業務管理体制	その他	合計
文書指摘	4	2	0	0	0	0	6
口頭指摘	18	0	0	0	0	0	18
助 言	9	0	1	0	0	3	13
計	31	2	1	0	0	3	37

(3) 主な指摘事項

運営基準

○施設の運営に関する重要事項の掲示等

- ・施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、公衆の閲覧に供することとなっているので、施設への掲示及びホームページ等で公表すること。

会計

○会計

- ・会計責任者と出納職員が同一人物であるため、別の者にすること。
また、銀行届出印鑑の管理は、出納業務を行わない者が管理すること。